

2022年度
電気用品調査委員会
事業報告

2023年6月19日

電気用品調査委員会

目 次

1. 概要	2
2. 電気用品調査委員会における審議・報告内容について	3
(1) 第 114 回 電気用品調査委員会 (2022 年 7 月 5 日)	3
(2) 第 115 回 電気用品調査委員会 (2022 年 11 月 9 日)	4
(3) 第 116 回 電気用品調査委員会 (2023 年 3 月 8 日)	4
3. 国への報告及び改正要望について	4
(1) 2022 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目	4
(2) 2022 年度までに国に対し改正要望を行った項目 / 省令・解釈への反映状況	5
4. 会員の入退会について	5
別紙 1 2022 年度電気用品調査委員会で審議を実施した JIS 一覧	6
別紙 2 電気用品の技術上の基準を定める省令・解釈に関する改正要望の反映状況	8

1. 概要

電気用品調査委員会は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、電気用品の技術上の基準を定める省令に係る規格・基準に、民間の技術的知識や経験等を迅速に反映すること及び民間規格・基準の活用を推進することにより、電気用品の安全確保と障害防止を目的として活動している。

電気用品調査委員会は、幹事会、解釈検討第1部会、解釈検討第2部会、電波雑音部会、事故例調査部会及び製品・設備毎の小委員会から構成されている。(図1参照)

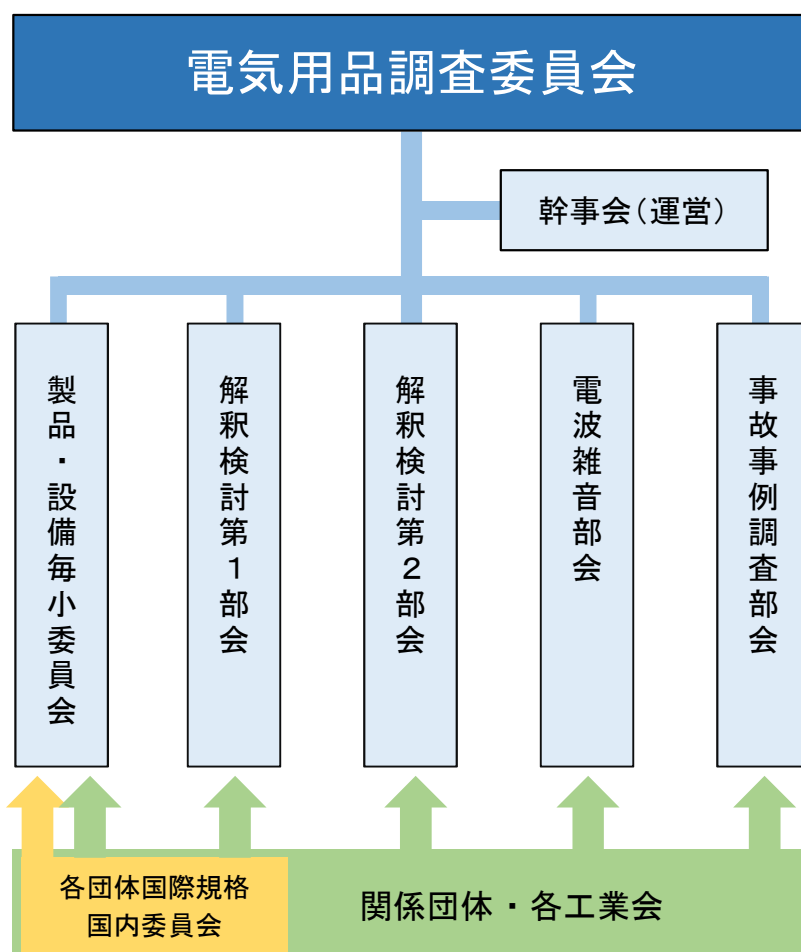


図1 電気用品調査委員会組織図

2022年度は、電気用品の使用状況や事故の発生状況の調査、国際的な規格・基準の動向調査及び電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への整合規格採用要望並びに解釈別表第十の一部改正要望を行った。

その他特記事項としては、新型コロナウイルス感染防止の観点から委員会及び傘下の部会については、Web開催(一部対面)となった。

2022年度の電気用品調査委員会及び各部会等の活動概要について、表1に示す。

表 1 2022 年度電気用品調査委員会活動概要

	2022												2023			実施回数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
電気用品調査委員会				● 5日				● 9日				● 8日		3回		
幹事会			● 書面審議								● 書面審議			2回		
解釈検討第1部会			● 9日								● 1日			2回		
解釈検討第2部会			● 21日				● 7日				● 17日			3回		
事故事例調査部会							● 17日				● 22日			2回		
電波雑音部会			● 7日				● 4日			● 16日				3回		
電波雑音部会 解釈別表第十見直しWG2 (マルチメディア機器及び家庭用治療器)		● 20日				● 1日			● 2日					3回		
解釈別表第十二への採用要望提出				1件				3件					7件			
技術基準の省令解釈に関する一部改正要望提出													1件			
電気用品の技術基準の解説に関する改定				3件									1件			

2. 電気用品調査委員会における審議・報告内容について

2022 年度は、電気用品調査委員会を 3 回開催し、解釈別表第十二への整合規格 (JIS 11 規格) の採用要望について審議・承認し、採用要望を国へ提出した。

マルチメディア機器及び家庭用治療器分野を対象とした雑音の強さの許容値見直しについて、電波雑音部会及び解釈別表第十見直し WG2 における検討結果を審議・承認し、改正要望を国へ提出した。

2022 年度の電気用品調査委員会における主な審議・報告内容は以下のとおりである。

(1) 第 114 回電気用品調査委員会(2022 年 7 月 5 日)

- a. 2022 年度電気用品調査委員会の事業報告(案)及び決算(案)について審議・承認した。
- b. 解釈検討第 1 部会から、「解釈別表第九(リチウムイオン蓄電池)廃止に伴う課題等の確認・対応について」の報告を受けた。
続いて「電気用品の技術基準の解説」の改正案(3件)が上程され、審議・承認した。
また、「IoT ガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説(案)」の改正案が上程され、審議・承認した。
- c. 解釈検討第 2 部会から、解釈別表第十二への採用を要望する JIS(1 規格)が上程され、審議・承認した。(別紙 1 表 2 を参照)
- d. 電波雑音部会から、「解釈別表第十見直し WG2(新設)」の報告があり、また、「雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用の考え方(案)」が上程され、審議・承認した。
- e. 電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する各製品・設備毎小委員会から活動状況について報告を受けた。

(2) 第 115 回電気用品調査委員会(2022 年 11 月 9 日)

- a. 解釈検討第 2 部会から、解釈別表第十二への採用を要望する JIS(3 規格)について上程され、審議・承認した。(別紙 1 表 2 を参照)
- b. 事故事例調査部会から、「2021 年度事故事例調査状況」について報告があった。
- c. 電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する各製品・設備毎小委員会から活動状況について報告を受けた。

(3) 第 116 回電気用品調査委員会(2023 年 3 月 8 日)

- a. 2022 年度電気用品調査委員会の事業計画(案)及び予算(案)について審議・承認した。
- b. 解釈検討第 1 部会から、活動状況について報告を受けた。
- c. 解釈検討第 2 部会から、解釈別表第十二への採用を要望する JIS(7 規格)が上程され、審議・承認した。(別紙 1 表 2 を参照)
- d. 電波雑音部会から、解釈別表第十(雑音の強さ)における「マルチメディア機器及び家庭用治療器」に関して、別表第十適用章別表の改正案が上程され、また、「別表第十 適用章別表(別表第八電熱器具、電動力応用機械器具、光源及び光源応用機械器具、電子応用機械器具、交流用電気機械器具及び携帯発電機の表のうち、マルチメディア機器及び家庭用治療機器に該当する品目の決定)の改正案が上程され、審議・承認した。
- e. 事故事例調査部会から、製品評価技術基盤機構(NITE)公表の「2020 年度家庭用電気製品事故データ」及び東京消防庁公表の「令和 4 年版火災の実態」に関する調査分析結果が上程され、審議・承認した。
- f. 電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する各製品・設備毎小委員会から活動状況について報告を受けた。

3. 国への報告及び改正要望について

(1) 2022 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目

① 第 114 回電気用品調査委員会

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書(2022 年 7 月 11 日提出)
解釈別表第十二への JIS(1 規格)の採用 (※採用を要望した JIS は別紙 1 表 2 を参照)

② 第 115 回電気用品調査委員会

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書(2022 年 11 月 11 日提出)
解釈別表第十二への JIS(3 規格)の採用 (※採用を要望した JIS は別紙 1 表 2 を参照)

③ 第 116 回電気用品調査委員会

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書(2023 年 3 月 13 日提出)
別表第十 適用章別表の改正 ・マルチメディア機器、家庭用治療機器に該当する品目に対する、適用章別表の改正 ・別表第八 電熱器具、電動力応用機械器具、光源及び光源応用機械器具、電子応用機械器具、交流用電気機械器具及び携帯発電機の表の内、マルチメディア機器及び家庭用治療機

器に該当する品目の決定 ・適用章別表をそれぞれ J55032、J55014-1、J55011 に改正
解釈別表第十二への JIS(7 規格)の採用 (※採用を要望した JIS は別紙 1 表 2 を参照)

(2) 2022 年度までに国に対し改正要望を行った項目／省令・解釈への反映状況

過去 10 年分(2013 年(平成 25 年)4 月から 2023 年(令和 5 年)3 月までに国へ提出した案件)の省令・解釈への改正要望とその反映状況を別紙 2 に示す。

4. 会員の入退会について

(1) 入会

一般社団法人 日本溶接協会
株式会社 コスモスコーポレーション
一般社団法人 日本レストルーム工業会

(2) 退会

なし

以上

別紙 1 2022 年度電気用品調査委員会で審議を実施した JIS 一覧

表 2 審議を実施した解釈別表第十二への採用要望規格一覧

委員会	技術基準解釈別表第十二への採用要望規格
第 114 回 電気用品調査委員会 (2022.7.5)	JIS C 9300-5(2022) アーク溶接装置－第 5 部:ワイヤ送給装置
第 115 回 電気用品調査委員会 (2022.11.9)	JIS C 8471-1(2022) 電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム －第 1 部:通則
	JIS C 8471-2-1(2022) 電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム －第 2-1 部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム 及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項
	JIS C 62368-1(2021)及び追補 1(2022) オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器 －第 1 部:安全性要求事項
第 116 回 電気用品調査委員会 (2023.3.8)	JIS C 9300-6(2022) アーク溶接装置－第 6 部:限定使用率アーク溶接装置
	JIS C 9335-2-29(2019) + 追補 1(2023) JIS C 9335-1(2014)対応 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-29 部:バッテリーチャージャの個別要求事項
	JIS C 9335-2-96(2023) JIS C 9335-1(2014)対応 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-96 部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項
	JIS C 8201-4-1(2023) 低圧開閉装置及び制御装置 －第 4-1 部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ
	JIS C 9335-2-40(2022) + 追補 1(2023) JIS C 9335-1(2014)対応 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-40 部:エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項
	JIS C 9335-2-32(2023) JIS C 9335-1(2014)対応 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-32 部:マッサージ器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-60(2023) JIS C 9335-1(2014)対応 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第 2-60 部:渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項

表3 レビューを実施した小委員会終了後のJIS一覧(参考)

委員会	技術基準解釈別表第十二への採用要望予定規格
第114回 電気用品調査委員会 (2022.7.5)	JIS C 9300-11 (202X) アーク溶接装置－第11部：溶接棒ホルダ
	JIS C 9300-12 (202X) アーク溶接装置－第12部：溶接ケーブルジョイント
	JIS C 9300-13 (202X) アーク溶接装置－第13部：溶接クランプ
	JIS C 9335-2-40 (2022) 追補1 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-40部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項
第115回 電気用品調査委員会 (2022.11.9)	JIS C 8324 (202X) 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
	JIS C 8201-1 (202X) 低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則
	JIS C 9335-2-32 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-32部：マッサージ器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-60 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-60部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-207 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-207部：水電解器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-209 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-210 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-210部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-211 (202X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2-211部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項
第116回 電気用品調査委員会 (2023.3.8)	JIS C 8281-2-1 (202x) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ －第2-1部：電子スイッチの個別要求事項
	JIS C 8715-2 (202x) 産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム －第2部：安全性要求事項

	<p>JIS C 8462-21(202x) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ －第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項</p>
	<p>JIS C 8462-22(202x) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ －第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項</p>

別紙2 電気用品の技術上の基準を定める省令・解釈に関する改正要望の反映状況(過去10年分)

No	提出日	関連	項目	委員会	公布施行
1	平成25年3月8日	省令第1項	遠隔操作(別表第八部分)	第86回	H25.5.10 施行
2	平成25年3月26日	省令第1項	プラグのトラッキング対策(報告案件)	第86回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行
3	平成26年3月27日	別表第四	遠隔操作(別表第四部分)	第89回	H26.9.18 通達 H26.9.18 適用
4	平成26年4月1日	別表第十二	AV機器 ^{注1} 、電線管 ^{注1} 、照明器具、アーク溶接機、ランプ制御装置、家電機器 計9件 ^{注2}	第89回	H26.7.30 通達 H26.10.1 適用 (J60335-1を除く) ^{注3}
5	平成26年7月11日	別表第十二	ヒューズ、照明器具、ランプソケット 計5件	第90回	H26.12.12 通達 H27.3.1 適用
6	平成26年12月15日	別表第八	プリント基板の難燃化	第91回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用
7	平成26年12月15日	別表第十二	情報技術機器、変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計4件	第91回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用
8	平成27年3月18日	別表第十二	ランプソケット、照明器具、配線用ヒューズ、家庭用電気機器 計14件	第92回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 及び H27.10.8 通達 H27.12.1 適用
9	平成27年4月2日	別表第四、別表第八	解釈別表第四の6.接続器(コンセント、差込みプラグ)及び別表第八の2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望	第92回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用
10	平成27年5月21日	別表第十	J55011(雑音の強さに関する基準)J規格の改正及び解釈別表第十の改正要望	第92回	H27.10.8 通達 H27.12.1 適用
11	平成27年7月1日	別表第十二	白熱電球類の安全仕様及びアーク溶接装置のJIS 計4件	第93回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用
12	平成27年11月13日	別表第十二	ポータブル機器用二次電池のJIS 1件	第94回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用

No	提出日	関連	項 目	委員会	公布施行
13	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	ミニチュアヒューズ、家庭用電気機器 計 26 件	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 及び H28.11.30 通達 H29.1.1 適用
14	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	解釈別表第十二の前書きの改正案 (CISPR 規格の対応)	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用
15	平成 28 年 4 月 20 日	別表第十二	遠隔操作に関する J1000 の改正要望	第 94 回	解説に反映済
16	平成 28 年 4 月 20 日	別表第八	電気フライヤーの技術基準解釈の改正要望	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.9.30 適用
17	平成 28 年 8 月 31 日	別表第十二	低圧ヒューズ関係の JIS 3 件の採用及び削除する JIS 4 件	第 96 回	H29.1.25 通達
18	平成 28 年 11 月 30 日	別表第十二	電気アクセサリ、電線管、電流制限器等 JIS 6 件の採用及び廃止の提案 JIS 2 件	第 97 回	H29.4.3 通達
19	平成 29 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性、電気機器の安全性及び照明機器 JIS 20 件の採用及び廃止する JIS 2 件	第 98 回	H29.7.3 通達 H29.7.3 適用
20	平成 29 年 7 月 24 日	別表第十二	電線、電気機器の安全性、照明機器及びアーク溶接装置 JIS 及び CISPR J 規格 20 件	第 99 回	H29.12.1 通達
21	平成 29 年 11 月 7 日	別表第十二	電線管、電気機器の安全性及び照明機器 JIS 6 件	第 100 回	H30.5.25 通達
22	平成 30 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性、照明器具、電気機器の安全性 JIS 12 件	第 101 回	H30.7.20 通達 H30.7.20 適用
23	平成 30 年 12 月 3 日	別表第十二	工業用プラグ、コンセント及びカプラ、アーク溶接装置の EMC 要求事項 計 2 件	第 103 回	R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行
24	平成 31 年 4 月 4 日	別表第十二	配線器具の安全性、家庭及びこれに類する電気機器の安全性他 計 23 件	第 104 回	R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行
25	2019 年 7 月 18 日	別表第十二	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性(バッテリーチャージャー、シート状可とう電熱素子及び機器) 計 2 件	第 105 回	R2(2019).11.1 通達 R2(2019).11.1 施行

No	提出日	関連	項 目	委員会	公布施行
26	2019年11月19日	別表第十	広帯域電力線搬送通信(高速 PLC)機能を有する電気用品	第106回	R1(2019).12.25 通達 R1(2019).12.25 施行
27	2019年11月19日	別表第十二	温度ヒューズ、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性(トイレ機器、据え置き型クッキングレンジ等) 計3件	第106回	R1(2020).10.1 通達 R1(2020).10.1 施行
28	2020年4月7日	別表第十二	ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器－安全性 他 計18件	第107回	R1(2020).10.1 通達 R1(2020).10.1 施行
29	2020年7月17日	別表第十二	アーク溶接装置－第1部:アーク溶接電源 他 計8件	第108回	R2(2020).12.1 通達 R2(2020).12.1 施行
30	2020年11月26日	別表第十二	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第2・5部:手持形丸のこの個別要求事項 他 計2件、削除1件(レーザ製品の安全基準)	第109回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
31	2020年11月26日	別表第十二	雑音の強さの要求事項が表1に採用されているJIS等に含まれる場合の表記の変更	第109回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
32	2021年3月26日	別表第十二	機器用スイッチ－第1部:通則 他 計24件	第110回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
33	2021年7月1日	別表第十二	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－第4部:コード及び可とうケーブル 他 計4件	第111回	R3(2021).11.1 通達 R3(2021).11.1 施行
34	2021年11月8日	別表第八	殺菌灯を有する電気消毒器にかかる安全基準の一部改正	第112回	R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行
35	2021年11月9日	別表第十	エル・イー・ディー・ランプに関する1.1適用章別及び1.2適用方法の一部改正	第112回	R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行
36	2021年11月9日	別表第十二	低圧開閉装置及び制御装置－第2・1部:回路遮断器 他 計4件	第112回	R3(2022).4.1 通達 R3(2022).4.1 施行
37	2022年3月14日	別表第十	エル・イー・ディー・ランプ以外の照明機器に関する1.1適用章別及び1.2測定装置及びJ55013,J55022,J55014-1引用削除関連他 の一部改正	第113回	R4(2022).8.31 通達 R4(2022).8.31 施行

No	提出日	関連	項 目	委員会	公布施行
38	2022年3月14日	別表第十二	機器用スイッチー第2-1部:コードスイッチの個別要求事項 他 計8件	第113回	R4(2022).8.31 通達 R4(2022).8.31 施行
39	2022年7月11日	別表第十二	アーク溶接装置ー第5部:ワイヤ送給装置 1件の採用	第114回	R5(2023).5.1 通達 R5(2023).5.1 施行
40	2022年11月11日	別表第十二	電気設備用ケーブルランキングシステム及びケーブルダクティング システムー第1部:通則 他 計3件の採用	第115回	R5(2023).5.1 通達 R5(2023).5.1 施行
41	2023年3月13日	別表第十二	アーク溶接装置ー第6部:限定使用率アーク溶接装置 他 計7件の採用	第116回	未
42	2023年3月13日	別表第十	マルチメディア機器、家庭用治療機器に該当する品目に対する、 1.1 適用章別表の一部改正	第116回	未

- ・過去10年分(平成25年4月から令和5(2023)年4月まで)国に提出した案件を掲載した。(それ以前の案件は省略)
- ・令和3(2021)年5月以降の変更点を、網かけで表示。
- ・平成25年7月1日の省令改正により、省令第1項は別表第一から別表第十一、省令第2項は別表第十二へ変更した。
- ・平成31年(2019年)4月30日以降は、西暦表記とする。

(注について)

注1;「※」印は、第86回委員会で承認されたが、省令改正作業中のため提出が見送られた規格も合わせて要望した。

注2;H26.4.1の解釈別表第十二への採用要望のうちJ60335-1は通則であり、H27.10.8に細則と同時に解釈について一部改正が反映された。